

第一種貯蔵所の設置許可申請に必要な書類

書 類	記 載 内 容 ・ 留 意 事 項 等	確認	
1 第一種貯蔵所設置許可申請書	法人の場合は法人登記簿謄本、個人の場合は住民票を添付すること 代理人が申請する場合は委任状(包括委任で対応)を添付すること		
2 貯蔵計画書			
(1)貯蔵の目的	「 を年間 トン生産するため を貯蔵する」等具体的に記載すること。		
(2)貯蔵設備の貯蔵能力	高压ガスの種類ごとに計算した貯蔵能力の合計を記載すること。併せて、貯蔵能力を算定するために必要な事項を記載すること。		
(3)法第16条第2項に定める技術上の基準に関する事項		一般高压ガス	
	貯槽	22条、18条1号	液化石油ガス (貯槽)23条、19条1号 (バルク貯槽)23条、19条3号
	容器(接続)	23条1項、2項、18条2号	24条1項～4項、19条2号
	容器(接続なし)	23条3項、18条2号	24条1、2、5項、19条2号
(4)貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面	申請事業所と隣接する他事業所との関係及び付近の状況を示した図面		
3 添付すべき書面又は図面			
(1)事業所全体平面図	境界線と警戒標の設置位置、保安距離(設備距離、置場距離)を示した図面		
(2)貯蔵設備等のフローシート又は配管図	高压ガス設備及びガス設備の区分を示すこと 弁類、配管、計装設備及び安全装置の設置位置を示すこと 機器名称、機器番号、流体名、常用温度、圧力等(温度、圧力等の区分を色分け等により明記すること)が記載されたもの		
(3)高压ガス貯蔵所配置図	防消火設備、ガス検知警報設備、障壁等の設置位置 製造施設に係る設備間距離、火気取扱施設との離隔距離		
(4)機器等一覧表	圧力容器(塔、槽類、熱交換器類)、弁類及び配管類等毎に次の13項目の事項を記載したリスト 機器名称、機器番号、寸法、材質、内容積、内容物、設計圧力、設計温度 常用圧力、常用温度、肉厚、大臣認定品等の対応状況、その他必要な事項		
(5)貯蔵能力の計算書	高压ガスの種類毎に所定の計算方法により計算した計算書		
(6)高压ガス設備の強度計算書	特定設備及び大臣認定品以外の高压ガス設備に係る強度計算書		
(7)耐震設計構造物に係る計算書	計算条件及び計算結果を示した書面 (注)特定設備本体部分については不要		
(8)貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面			
4 3に掲げるものの他貯蔵施設に応じて、法第16条第2項の技術上の基準の確認に必要な書面及び図面	保安設備の機能(構造又は仕様、能力・数量及び能力・数量算定根拠、設置位置及び操作位置)等を記載した書面及び図面 防液堤 滞留防止措置 温度上昇防止措置 圧力安全装置 放出管 負圧防止措置 液面計破損防止措置 毒性ガス置換 緊急遮断 電気防爆 保安電力 ガス検知警報設備 貯槽温度上昇防止 毒性ガス標識 静電気除去 防消火設備 通報設備 容器置場 その他の施設		
5 手数料	石川県証紙(手数料条例に応じた額)		

注1 完成検査申請書は、貯蔵が許可された後、提出すること。

注2 完成検査時には、特定設備にあっては特定設備検査合格証、指定設備にあっては指定設備認定証、大臣認定品にあっては認定試験者試験等成績書の写しを提出すること。